

宮崎県立看護大学公式ソーシャルメディア運用ガイドライン

1. 趣旨

ソーシャルネットワーキングサービス（注1）やブログなどのソーシャルメディアは、社会的に大きな影響力を持つようになっていきます。また、時々刻々と状況が変化する情報を発信していくために有効な情報伝達手段であることから、公式ホームページへの情報掲載とともに併用していくことが望まれ、情報共有手段としての役割も期待されています。

一方で、ソーシャルメディアの利用については、発信した情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには、意図せず特定又は不特定の人たちの感情を害したりするケースがたびたび発生しており、利用方法によっては、本学に対して想定しない悪影響を及ぼすことも考えられます。

したがって、ソーシャルメディアの利用に当たっては、ソーシャルメディアの特性やリスクなどを十分理解した上で、正しく利用する必要があります。

「宮崎県立看護大学公式ソーシャルメディア運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、本学の職員が、本学の公式ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意事項等を定めるものです。

2. 定義

ソーシャルメディアとは、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワーキングサービス、ブログ、動画配信など、インターネット上で提供されるサービスを利用して、ユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいいます。

3. 基本原則

（1）職員としての自覚と責任

職員として自覚と責任を持った情報発信を行う必要があります。自分の発信が自分自身だけでなく、宮崎県立看護大学の評価となり得ることを十分認識する必要があります。

（2）法令の遵守

日本国の法令ならびに本学が定めた各種規程等を遵守しなければなりません。

（3）個人情報やプライバシーへの配慮

他の利用者の権利を侵害することがないように十分留意し、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、個人情報保護など関連法令等を遵守しなければなりません。

また、第三者のコンテンツを使用し、また発言内容・記事等を引用する必要がある場合は、投稿の中でコンテンツ権利所有者やその出所及び引用部分を明示しなければなりません。

（4）情報の正確性と信頼性の確保

発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かぬよう信頼性の確保に十分留意しなければなりません。一度、インターネット上に公開された情報は、記録として恒久的

に残る可能性があることを理解しておく必要があります、また、グローバルに広がる、影響を与える可能性があることを認識しておかなくてはなりません。

第三者の投稿の引用や、第三者が管理又は運用するページへのリンクを掲載することは、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして認めるものと受け取られることも考慮したうえで、慎重に対応する必要があります。

(5) 誠実で責任ある対応

自らが発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり、誤解を与えたりした場合には、誠実に対応するよう努めなければいけません。

また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。

(6) ポリシーに基づく運用

ソーシャルメディアを利用した情報発信等については、理事長はソーシャルメディアポリシー（以下「ポリシー」という。）を定め、学内外に公表するとともに、ポリシーに基づき運用することとします。

(7) 理事長の承認

発信する情報については、原則として理事長の承認を必要とすることとします。

ただし、次に掲げる場合は、ソーシャルメディアの特性や発信の即時性を考慮し、その範囲内で、職員の判断により発信を行うことができることとします。

- ・すでに一般に周知されている事項について再度正しい情報として発信する場合
- ・イベント等の現況や結果など、既成の事実について発信する場合
- ・法令等で定められている内容を発信する場合
- ・緊急性があると認められる場合（この場合、理事長に対して、情報発信を行った旨を事後報告し、了承を受ける必要があります。）
- ・その他あらかじめ理事長が必要と認めた事項について発信する場合

4. 情報発信禁止事項

ソーシャルメディアによる情報発信等に関し禁止する情報は次に掲げるとおりとします。

- ・他者を侮辱する言い方、発言を含む情報
- ・人種、思想、信条等について差別する発言、又は差別を助長させる発言を含む情報
- ・違法若しくは不当な情報又はそれらの行為をあおるような発言を含む情報
- ・信憑性が確保できない情報（噂や流説、又はその助長をするもの）
- ・閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関する情報
- ・守秘義務に関する情報
- ・個人情報保護法において情報提供が禁止されている個人情報
- ・宮崎県立看護大学及び他者の権利を侵害する情報
- ・特定の商品・サービス等の営業活動（職務上必要と認められる商品・サービス等の紹介を除く。）
- ・政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的として発信する情報
- ・故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする情報

- ・宮崎県立看護大学のセキュリティを脅かす恐れのある情報
- ・職員の個人的な状況や意見等の情報（職務上必要な場合を除く）
- ・その他公序良俗に反するなど情報発信することが適当でないと認められる情報

5. 留意事項

（１）意見等への対応

発信した情報に対する意見・提案や質問に対して、必ずしも返信する必要はありませんが、アカウントの持つ性格を踏まえ、宮崎県立看護大学に関心を持つ人を増やす、また地域貢献に資するという視点等から、必要に応じて返信するなどの対応を検討する必要があります。

（２）わかりやすい表現の使用

発信する情報を身近に感じてもらい、しっかりと理解していただくため、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って平易な言葉でわかりやすい表現での発信を心がけます。

（３）他の広報媒体との関係

各種広報媒体（紙媒体・公式ホームページ等）や記者発表で発信している情報との整合性（配布時期、公表時間等）、バランス（情報量、配信頻度等）を考慮し、ソーシャルメディアによる情報発信等との効果的な組み合わせを十分検討する必要があります。

（４）担当業務以外の情報発信

自らは直接職務上関わらない事項であっても、本学に関する情報を発信する場合にあっては、読み手は発信者を関係者として理解すると考えられるので、その情報が不正確な場合には本学の運営に重大な影響を与える恐れがあることについて十分留意する必要があります。

6. トラブルへの対応

（１）なりすまし等の防止対策

なりすまし（注２）等の防止対策として、公式ホームページにおいて、本学が利用するソーシャルメディアのサービス名およびそのサービスにおけるアカウント名若しくは当該アカウントページの URL を明記するページを設ける必要があります。

加えて、利用しているソーシャルメディアのアカウント設定の自由記述欄などに、公式アカウントを紹介している公式ホームページの URL を記載する必要があります。

本来の URL をわからなくする URL 短縮サービスは、なるべく使用しないこととします。

（２）なりすまし発生時の対応

なりすましが発生していることを発見した場合は、公式ホームページ等において情報を発信したり、必要に応じて報道機関に資料提供を行ったりするなど、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うこととします。

（３）炎上時の対応

炎上（注３）状態になった場合は、反論や抗弁は控え、客観的に相手方の発言意図を考え丁寧な説明をするなど冷静に対応する必要があります。発信した情報に問題となった部分があれば、修正し、謝罪しなければなりません。

対応に時間を要する場合は、無視しているなどの不要な誤解を招かないように説明する必要

があります。

7. その他

関係法令及びガイドライン、ポリシー等に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合、理事長は当該運用アカウントを閉鎖する等の措置をとることがあります。

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めることとします。

8. 相談窓口

広報委員会 (i-koho@mpu.ac.jp)

【用語の説明】

(注1) ソーシャルネットワーキングサービス

参加者同士のつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのことをいいます。

(注2) なりすまし

他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用することをいいます。

(注3) 炎上

自分の投稿に対し批判や苦情が殺到し、収拾がつかなくなる状態をいいます。